第 94 回定時株主総会インターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

（平成 29 年　4 月　 1 日　から
平成 30 年　3 月　31 日　まで）

中国電力株式会社

法令および定款第 16 条の規定に基づき，当社ホームページ（http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html）に掲載することにより，株主のみなさまに提供しているものであります。

連　結　注　記　表

平成 29 年　4 月　1 日から
平成 30 年　3 月 31 日まで

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　19 社

連結子会社は，中電工業㈱，中電プラント㈱，中国計器工業㈱，㈱エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ，中電環境テクノス㈱，㈱エネルギア・コミュニケーションズ，㈱エネルギア・ビジネスサービス，㈱エネルギア・ソリューション・アンド・サービス，㈱パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス，Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.，Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.，㈱電力サポート中国，中電技術コンサルタント㈱，千葉パワー㈱，㈱エネルギア・ロジスティックス，テンパール工業㈱，中国高圧コンクリート工業㈱，㈱アドプレックス，㈱エネルギア介護サービスである。

千葉パワー㈱については，当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

中国企業㈱は，㈱エネルギアＬ＆Ｂパートナーズに商号を変更した。

連結の範囲から除外した非連結子会社は，日電工業㈱，中国ベンド㈱，中企サービス㈱，中国レコードマネジメント㈱，福山電気㈱，TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO.,LTD.であり，その総資産，売上高，当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて，それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数　6 社

持分法を適用した関連会社の数　　12 社

持分法を適用した関連会社は，瀬戸内共同火力㈱，㈱福利厚生倶楽部中国，水島エルエヌジー㈱，瀬戸内パワー㈱，大崎クールジェン㈱，海田バイオマスパワー㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー小名浜㈱，㈱中電工，中国電機製造㈱，ハウスプラス中国住宅保証㈱，㈱小月製鋼所である。

海田バイオマスパワー㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー山口㈱，エア・ウォーター＆エネルギア・パワー小名浜㈱については，当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社（CPC エナジー㈱ 他）は，それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ，全体としてもその影響に重要性がない。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券

その他有価証券　　時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

(ﾛ) デリバティブ

時価法

(ﾊ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ｲ) 償却方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

(ﾛ) 耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

(3) 重要な引当金の計上基準

(ｲ) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(ﾛ) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定に基づき，改正前の電気事業法第 36 条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(ﾊ) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29 の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(ｲ) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，または資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(ﾛ) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却している。ただし，金額に重要性が乏しい場合には，発生した期に一時償却している。

(ﾊ) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(ﾆ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり定額法で電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(ﾎ) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について，「原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き，建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」は，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

(ﾍ) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号，以下「改正法」という。）に基づき，使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。なお，改正法第4条第1項に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

また，平成16年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は，「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき，改正法の施行日以降，平成31年度までの間，毎期均等の3,306百万円を電気事業営業費用として計上している。

なお，機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており，当該拠出金については，使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(ﾄ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における見込額に基づき，退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として1年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については，税効果を調整の上，純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(ﾁ) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。
(ﾘ) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
(ﾇ) 金額単位
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保資産

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

担保付債務

社債	917,402 百万円
(1年以内に償還すべき金額を含む。)	
株式会社日本政策投資銀行借入金	280,672 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	80,000 百万円

(2) 連結子会社

担保資産

その他の固定資産	3,457 百万円

担保付債務

長期借入金	4,200 百万円
(1年以内に返済すべき金額を含む。)	
短期借入金	400 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,311,172 百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

日本原燃株式会社	57,863 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	28,639 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	8,915 百万円
水島エルエヌジー株式会社	6,618 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	6,250 百万円
3B Power Sdn.Bhd.	5,162 百万円
水島エコワークス株式会社	4,033 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー小名浜株式会社	3,601 百万円
その他	25 百万円
合計額	121,109 百万円

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については，金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し，債務の履行を委任している。

第347回社債	15,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
第357回社債	15,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
第365回社債	20,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
第376回社債	30,000 百万円
(引受先　株式会社みずほ銀行)	
合計額	80,000 百万円

4. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条）

原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29）

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	371,055,259	－	－	371,055,259

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,786,189	15,409	2,020	26,799,578

（変動事由）

増加数の主な内訳

単元未満株式の買取りによる増加　15,409株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少　1,486株

持分法適用会社の持分比率減少に伴う自己株式（当社株式）の当社帰属分の減少　534株

3．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日定時株主総会	普通株式	8,606百万円	25.00円	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月31日取締役会	普通株式	8,606百万円	25.00円	平成29年9月30日	平成29年11月30日

（注）配当金の総額は内部取引消去後

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において，次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,612百万円	25.00円	平成30年3月31日	平成30年6月28日

（注）配当金の総額は内部取引消去前

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは，事業の大半を電気事業が占めており，事業を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を，計画に基づき，主に社債，長期借入金，短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については，計画に基づいて安全性の高い金融資産で運用することとしている。

デリバティブ取引は，当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることを原則とし，投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金はその大部分を電気料金債権が占め，顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては，電気供給約款等に基づき，顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

短期投資（満期保有目的の債券）は，譲渡性預金であり，銀行の信用リスクに晒されているが，格付の高い銀行でのみ運用することによって，当該リスクを管理している。

社債及び借入金は主に設備投資資金として調達している。有利子負債残高の多くは固定金利で調達した長期資金（社債，長期借入金）であるため，市場金利の変動による業績への影響は限定的と考えられる。

支払手形及び買掛金は，そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は，市場変動リスクの軽減・回避を目的に，金利スワップ取引，商品スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用している。当社ではデリバティブ取引の執行箇所から独立した管理箇所を設置し，実施決定権限，執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って，取引を適切に管理している。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	33,742	33,742	－
(2) 現金及び預金	93,035	93,035	－
(3) 受取手形及び売掛金	119,001	119,001	－
(4) 短期投資			
満期保有目的の債券	8,000	8,000	－
負債			
(5) 社債	917,402	938,616	21,213
(6) 長期借入金	1,066,897	1,091,834	24,937
(7) 短期借入金	67,895	67,895	－
(8) コマーシャル・ペーパー	10,000	10,000	－
(9) 支払手形及び買掛金	66,552	66,552	－
(10) デリバティブ取引	344	344	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 長期投資（その他有価証券）

取引所の価格によっている。

(2) 現金及び預金，(3) 受取手形及び売掛金，並びに (4) 短期投資（満期保有目的の債券）

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

市場価格があるものは市場価格に基づき，市場価格のないものは，元利金合計額を同様の社債発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定，または取引金融機関等から提示された価格によっている。

(6) 長期借入金

固定金利によるものは，元利金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから，時価は帳簿価額と近似していると考えられるため，当該帳簿価額によっている。

(7) 短期借入金，(8) コマーシャル・ペーパー，並びに (9) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため，時価は帳簿価額に近似していることから，当該帳簿価額によっている。

(10) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっている。

金利スワップの特例処理によるものは，ヘッジ対象と一体として処理されているため，その時価は，当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式等の有価証券（連結貸借対照表計上額38,790百万円）は，市場価格がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「(1) 長期投資（その他有価証券）」には含めていない。

(注3) 社債及び長期借入金については，1年以内に返済予定のものを含めている。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており，合計で正味の債務となる場合は（ ）で示している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額　　1,676円42銭

1株当たり当期純利益　　60円15銭

(その他の注記)

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり，定額法による費用計上方法によっているが，平成30年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため，同施行日以降は，見込運転期間にわたり，定額法による費用計上方法に変更となる。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合は，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上する。

個　別　注　記　表

平成 29 年　4 月　1 日から
平成 30 年　3 月 31 日まで

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

評価方法　貯蔵品のうち石炭，燃料油，ガス及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

2．固定資産の減価償却の方法

償却方法

有形固定資産 … 定率法

無形固定資産 … 定額法

耐用年数

法人税法に定める耐用年数を基準とした年数

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1 年）による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 渇水準備引当金

渇水による損失に備えるため，「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の規定に基づき，改正前の電気事業法第 36 条の規定により，「渇水準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

(4) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所運転開始後の減価償却費負担に備えるため，電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29 の規定により，「原子力発電工事償却準備引当金に関する省令」（経済産業省令）に定める額を計上している。

4．その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお，特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を，振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引，商品スワップ取引，通貨スワップ取引

ヘッジ対象…当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる，市場変動リスクの軽減・回避を目的とし，キャッシュ・フローを固定化，または資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし，特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については，有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子については，電気事業会計規則により，資産の取得原価に算入している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（経済産業省令）の規定に基づき，解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法によっている。

なお，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は，解体費の総見積額を基準として計上している。

(5) 原子力廃止関連仮勘定への振替・計上方法及び費用計上方法

エネルギー政策の変更等により原子炉を廃止する場合の会計処理の方法について,「原子炉の運転を廃止した時に当該原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価額（原子力特定資産簿価を除き，建設仮勘定に計上された固定資産（原子炉の運転を廃止した後に竣工しないものに限る。）の帳簿価額を含む。）及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。）」並びに「当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施に要する費用及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額」は，経済産業大臣の承認に係る申請書の提出により，原子力廃止関連仮勘定に振り替え，又は計上したうえで，同承認を受けた日の属する月以降，料金回収に応じて，原子力廃止関連仮勘定償却費として費用計上する方法によっている。

(6) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は,「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号，以下「改正法」という。）に基づき，使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が再処理等を実施することになった。なお，改正法第 4 条第 1 項に基づき，原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として費用計上する方法によっている。

また，平成 16 年度末までに発生した使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち，平成 17 年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異は,「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年経済産業省令第 94 号）附則第 4 条に基づき，改正法の施行日以降，平成 31 年度までの間，毎期均等の 3,306 百万円を使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお，機構に対する拠出金には改正法第 2 条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており，当該拠出金については，使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は，税抜方式によっている。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(9) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債	917,402 百万円
（1年以内に償還すべき金額を含む。）	
株式会社日本政策投資銀行借入金	280,672 百万円
（1年以内に返済すべき金額を含む。）	
金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約により債務の履行を委任した社債	80,000 百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,220,881 百万円

3．偶発債務

(1) 社債，借入金及びコマーシャル・ペーパー等に対する保証債務

日本原燃株式会社	57,863 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	28,639 百万円
株式会社エネルギア・ビジネスサービス	20,065 百万円
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	12,068 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー山口株式会社	8,915 百万円
水島エルエヌジー株式会社	6,618 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	6,250 百万円
3B Power Sdn.Bhd.	5,162 百万円
水島エコワークス株式会社	4,033 百万円
エア・ウォーター&エネルギア・パワー小名浜株式会社	3,601 百万円
合計額	153,217 百万円

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

次の社債については，金融商品に関する会計基準における経過措置を適用した債務履行引受契約を締結し，債務の履行を委任している。

第347回社債	15,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
第357回社債	15,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
第365回社債	20,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
第376回社債	30,000 百万円
（引受先　株式会社みずほ銀行）	
合計額	80,000 百万円

4．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権	2,985 百万円
関係会社に対する短期金銭債権	8,634 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	5,000 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	31,260 百万円

5．損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ＬＮＧ供給事業

専用固定資産	92 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,258 百万円
合計額	2,351 百万円

6．会社法以外の法令の規定により計上している引当金

渇水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項及び改正前の電気事業法第 36 条）

原子力発電工事償却準備引当金（電気事業法第 27 条の 3 及び同条の 29）

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高	費用	118,219 百万円，	収益	58,713 百万円
営業取引以外の取引高		661 百万円		

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,522,804	15,409	1,486	26,536,727

（変動事由）

増加数の主な内訳

単元未満株式の買取りによる増加　15,409 株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少　1,486 株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

原子力発電工事償却準備引当金	23,410 百万円
減価償却資産償却超過額	22,027 百万円
資産除去債務	12,315 百万円
修繕等工事費用	3,940 百万円
退職給付引当金	3,875 百万円
その他	15,465 百万円
繰延税金資産小計	81,033 百万円
評価性引当額	△ 11,672 百万円
繰延税金資産合計	69,361 百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△ 4,419 百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 1,194 百万円
その他	△ 388 百万円
繰延税金負債合計	△ 6,002 百万円
繰延税金資産の純額	63,358 百万円

（1 株当たり情報に関する注記）

1 株当たり純資産額　1,214 円 98 銭

1 株当たり当期純利益　47 円 73 銭

（その他の注記）

特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法の変更

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」の規定に基づき，原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間にわたり，定額法による費用計上方法によっているが，平成 30 年 4 月 1 日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成 30 年経済産業省令第 17 号）が施行され，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたため，同施行日以降は，見込運転期間にわたり，定額法による費用計上方法に変更となる。

ただし，エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合は，特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上する。